

国立大学法人東京農工大学経営協議会規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学経営協議会規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学経営協議会規程</p> <p>平成 16 年 4 月 7 日 16 経教 規程第 5 号</p> <p>第 1 条～第 2 条 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>一 学長</p> <p>二 学長が指名する理事 2 人</p> <p>三 <u>共生科学技術研究院長、工学府長、農学府長、生物システム応用科学府長、連合農学研究科長及び技術経営研究科長</u></p> <p>四 役員又は職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見を有する者 9 人</p> <p>2～4 省略</p> <p>(議事及び運営)</p> <p>第 4 条 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。</p> <p>2 議長は、経営協議会を主宰する。</p> <p>3 学長に事故があるときは、あらかじめ学長が指名した理事が議長となる。</p> <p>4 経営協議会は、定例的に学長が招集するものとする。ただし、委員 3 分の 1 以上の要求があった場合、議長は早急に経営協議会を招集しなければならない。</p> <p>5 経営協議会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。</p>	<p>第 1 条～第 2 条 省略(現行どおり)</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>一 学長</p> <p>二 学長が指名する理事 2 人</p> <p>三 <u>学長が指名する部局長 6 人以内</u></p> <p>四 役員又は職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見を有する者 9 人</p> <p>2～4 省略(現行どおり)</p> <p>(議事及び運営)</p> <p>第 4 条 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。</p> <p>2 議長は、経営協議会を主宰する。</p> <p>3 学長に事故があるときは、あらかじめ学長が指名した理事が議長となる。</p> <p>4 経営協議会は、定例的に学長が招集するものとする。ただし、委員 3 分の 1 以上の要求があった場合、議長は早急に経営協議会を招集しなければならない。</p> <p>5 <u>前項に定めるもののほか、緊急に審議を必要とする案件がある場合は、議</u></p>	

<p>6 経営協議会の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>第5条～第8条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p><u>長は臨時に経営協議会を開催することができる。</u></p> <p><u>6</u> 経営協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p><u>7</u> 経営協議会の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>第5条～第8条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	
--	---	--

附 則（22経規程第29号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。